

◎登録認証機関等に関する規則（平成十七年六月一日文部科学省令第三十七号）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 後		改 正 前			
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 登録認証機関（第二条―第十五条）</p> <p>第三章 登録検査機関（第十六条―第二十九条）</p> <p>第四章 登録定期確認機関（第三十条―第四十三条）</p> <p>第五章 登録運搬物確認機関（第四十四条―第五十七条）</p> <p>第六章 登録埋設確認機関（第五十八条―第七十一条）</p> <p>第七章 登録濃度確認機関（第七十二条―第八十五条）</p> <p>第八章 登録試験機関（第八十六条―第九十八条）</p> <p>第九章 登録資格講習機関（第九十九条―第一百条）</p> <p>第十章 登録定期講習機関（第一百一十一条―第二百一十一条）</p> <p>第十一章 雑則（第二百二十二条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 登録認証機関</p> <p>（公示）</p> <p>第十五条 （略）</p>		<p>（略）</p>		<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 登録認証機関（第二条―第十五条）</p> <p>第三章 登録検査機関（第十六条―第二十九条）</p> <p>第四章 登録定期確認機関（第三十条―第四十三条）</p> <p>第五章 登録運搬物確認機関（第四十四条―第五十七条）</p> <p>第六章 登録埋設確認機関（第五十八条―第七十一条）</p> <p>（新設）</p> <p>第七章 登録試験機関（第七十二条―第八十四条）</p> <p>第八章 登録資格講習機関（第八十五条―第九十六条）</p> <p>第九章 登録定期講習機関（第九十七条―第一百七条）</p> <p>第十章 雑則（第一百八条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 登録認証機関</p> <p>（公示）</p> <p>第十五条 （略）</p>		<p>（略）</p>	
<p>二 法第四十一条の四の規定による届出があつたとき。</p>		<p>一〇三 （略）</p>		<p>二 法第四十一条の四の規定による届出（代表者の氏名の変更）</p>		<p>一〇三 （略）</p>	

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p style="text-align: center;">第三章 登録検査機関</p> <p style="text-align: center;">(施設検査等の方法等)</p> <p>第十八条 法第四十一条の十六において読み替えて準用する法第四十一条の三第二項の文部科学省令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 施設検査は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ 施行規則第十四条の十四第三項(施行規則第十四条の十五において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の申請書及び同項の書類(以下この号において「施設検査添付書類」という。)をもって申請に係る事業所等において実地に行うこと。</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 定期検査は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ 施行規則第十四条の十七第三項(施行規則第十四条の十八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の申請書及び同項の書類(同項ただし書に該当する者が受ける定期検査にあつては同項第二号の書類。以下この号において「定期検査添付書類」という。)をもって申請に係る事業所等において実地に行うこと。</p> <p>ロ (略)</p>		
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>更に係るものを除く。)があつたとき。</p>
<p style="text-align: center;">第三章 登録検査機関</p> <p style="text-align: center;">(施設検査等の方法等)</p> <p>第十八条 法第四十一条の十六において読み替えて準用する法第四十一条の三第二項の文部科学省令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 施設検査は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ 施行規則第十四条の十四第三項の申請書及び同項の書類(以下本号において「施設検査添付書類」という。)をもって申請に係る事業所等において実地に行うこと。</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 定期検査は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ 施行規則第十四条の十七第三項の申請書及び同項の書類(以下本号において「定期検査添付書類」という。)をもって申請に係る事業所等において実地に行うこと。</p> <p>ロ (略)</p>		

<p>(公示) 第二十九条 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>二 法第四十一条の十六において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出があったとき。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(公示) 第二十九条 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>二 法第四十一条の十六において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出(代表者の氏名の変更に係るものを除く。)があったとき。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(定期確認の方法等)  
第三十二条 法第四十一条の十八において読み替えて準用する法第四十一条の三第二項の文部科学省令で定める方法は、次に掲げるものとする。  
一 施行規則第十四条の二十第三項の申請書及び同項の書類(同項ただし書に該当する者が受ける定期確認にあつては同項第二号の書類)をもつて申請に係る事業所等において実地に行うこと。

二 (略)

2 (略)

第四章 登録定期確認機関

(定期確認の方法等)  
第三十二条 法第四十一条の十八において読み替えて準用する法第四十一条の三第二項の文部科学省令で定める方法は、次に掲げるものとする。  
一 施行規則第十四条の二十第三項の申請書及び同項の書類をもつて申請に係る事業所等において実地に行うこと。

二 (略)

2 (略)

第四章 登録定期確認機関

(公示)  
第四十三条 (略)

(略)	二 法第四十一条の十八において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出があつたとき。	(略)
(略)	一〜三 (略)	(略)

第五章 登録運搬物確認機関

(運搬物確認の方法等)

第四十六条 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の三第二項の文部科学省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 一ペタベクレルを超える放射性同位元素の運搬物に係る確認は、次に掲げる方法により行うこと。ただし、文部科学大臣が適当と認める外国の法令に基づき放射性輸送物とされる運搬物を当該国から本邦内へ直接に運搬するときは、登録運搬物確認機関が運搬物確認業務規程で定めるところにより、ロに掲げる方法を省略することができる。

(公示)  
第四十三条 (略)

(略)	二 法第四十一条の十八において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出(代表者の氏名の変更に係るものを除く。)があつたとき。	(略)
(略)	一〜三 (略)	(略)

第五章 登録運搬物確認機関

(運搬物確認の方法等)

第四十六条 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の三第二項の文部科学省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 一ペタベクレルを超える放射性同位元素の運搬物に係る確認は、次に掲げる方法により行うこと。ただし、文部科学大臣が適当と認める外国の法令に基づき放射性輸送物とされる運搬物を当該国から本邦内へ直接に運搬するときは、登録運搬物確認機関が運搬物確認業務規程で定めるところにより、ロに掲げる方法を省略することができる。

<p>二 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出があったとき。</p>	<p>(略)</p>	<p>一 三 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>二 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出(代表者の氏名の変更に係</p>	<p>(略)</p>	<p>一 三 (略)</p>	<p>(略)</p>

イ 施行規則第十八条の十五第三項の申請書及び同項の書類(以下この項において「運搬物確認添付書類」という。)をもって確認を行うこと。

ロ (略)

二 一 ペタベクレル以下の放射性同位元素又は放射性汚染物の運搬物に係る確認は、次に掲げる方法により行うこと。

イ、ロ (略)

2 (略)

(帳簿の記載等)

第五十五条 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法

第四十一条の十三の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 運搬物確認を求めた者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに事業所等又は事務所の名称及び所在地

二 八 (略)

2 (略)

(公示)

第五十七条 (略)

イ 施行規則第十八条の十五第三項の申請書及び同項の書類(以下本項において「運搬物確認添付書類」という。)をもって確認を行うこと。

ロ (略)

二 一 ペタベクレル以下の放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の運搬物に係る確認は、次に掲げる方法により行うこと。

イ、ロ (略)

2 (略)

(帳簿の記載等)

第五十五条 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法

第四十一条の十三の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 運搬物確認を求めた者の氏名又は名称、住所及び連絡先

二 八 (略)

2 (略)

(公示)

第五十七条 (略)

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第六章 登録埋設確認機関 (公示) 第七十一条 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>二 法第四十一条の二十四において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出があったとき。</p>	<p>(略)</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第七章 登録濃度確認機関 (登録の申請) 第七十二条 法第四十一条の二十五の登録の申請をしようとする者は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、文部科学大臣に提出</p>	<p>(略)</p>	<p>るものを除く。)があったとき。</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>二 法第四十一条の二十四において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出(代表者の氏名の変更に係るものを除く。)があったとき。</p>	<p>(略)</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>第六章 登録埋設確認機関 (公示) 第七十一条 (略)</p>	<p>(略)</p>

しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
- イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類
- ハ 法第四十一条の二十六において準用する法第四十条各号のいづれにも該当しないことを説明した書類
- ニ 法第四十一条の二十六において準用する法第四十一条第一項第三号イからハまでのいづれにも該当しないことを説明した書類
- ホ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの
- 二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
- イ 住民票の写し及び履歴書
- ロ 法第四十一条の二十六において準用する法第四十条各号のいづれにも該当しないことを説明した書類
- ハ 法第四十一条の二十六において準用する法第四十一条第一項第三号ハに該当しないことを説明した書類
- ニ 資産に関する調書
- 三 濃度確認員等の氏名を記載した書類及び濃度確認員等が法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条第一項第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類
- 四 濃度確認業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

(登録の更新)

第七十三条 法第四十一条の二十六において準用する法第四十一条の第二項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に別記様式第二の申請書に前

条各号の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

(濃度確認の方法等)

第七十四条 法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の三第二項の文部科学省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 施行規則第二十九条の三第四項の申請書及び同項の書類(次号において「濃度確認添付書類」という。)をもって申請に係る事業所等において実地に行うこと。

二 濃度確認添付書類の記載事項に疑義があり、当該書類のみでは、濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素の濃度の測定及び評価が法第三十三条の二第二項の認可を受けた方法に従い行われたかどうか又は濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素の濃度が法第三十三条の二第一項に規定する基準を超えていないかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて確認を行うこと。

2 登録濃度確認機関は、濃度確認を行ったときは、遅滞なく、別記様式第十五による報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

3 前項の報告書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(濃度確認の拒否の通知)

第七十五条 登録濃度確認機関は、濃度確認を行うことを拒否するときは、その旨を理由を付した文書をもって当該濃度確認を求めた者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第七十六条 登録濃度確認機関は、法第四十一条の二十六において読



み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出をしようとするときは、別記様式第四の届書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(濃度確認業務規程の認可の申請)

第七十七条 登録濃度確認機関は、法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の五第一項前段の認可を受けようとするときは、別記様式第五の申請書に、濃度確認業務規程を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 登録濃度確認機関は、法第四十一条の二十六において準用する法第四十一条の五第一項後段の認可を受けようとするときは、別記様式第六の申請書に、濃度確認業務規程(変更に係る部分に限る。)を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

(濃度確認業務規程の記載事項)

第七十八条 法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の五第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 濃度確認業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 濃度確認業務を行う場所に関する事項
- 三 濃度確認業務の実施方法に関する事項
- 四 濃度確認の信頼性を確保するための措置に関する事項
- 五 濃度確認に関する手数料の額及びその収納の方法に関する事項
- 六 濃度確認証の交付に関する事項
- 七 濃度確認員等の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- 八 濃度確認業務に関する秘密の保持に関する事項
- 九 濃度確認業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 十 財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項

十一 その他濃度確認業務の実施に関し必要な事項

(業務の休廃止の許可の申請)

第七十九条 登録濃度確認機関は、法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の六の許可を受けようとするときは、別記様式第七の申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第八十条 法第四十一条の二十六において準用する法第四十一条の七第二項第三号の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第四十一条の二十六において準用する法第四十一条の七第二項第四号の文部科学省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものうち、登録濃度確認機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(濃度確認員等の選任の届出等)

第八十一条 登録濃度確認機関は、法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の八第一項前段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第八の届書に、濃度確認員等に選任

された者が法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条第一項第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 登録濃度確認機関は、濃度確認員等の氏名について変更が生じたとき、又は濃度確認員等を解任したときは、法第四十一条の二十六において準用する法第四十一条の八第一項後段の規定により、別記様式第九の届書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(役員を選任及び解任の届出)

第八十二条 登録濃度確認機関は、役員を選任したときは、その日から十五日以内に、別記様式第十の届書に、その者の経歴を記載した書類及び法第四十一条の二十六において準用する法第四十一条第一項第三号ロ及びハに該当しないことを説明した書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 登録濃度確認機関は、役員を解任したときは、その日から十五日以内に、別記様式第十の届書に、法第四十一条の二十六において準用する法第四十一条第一項第三号ロに該当しないことを説明した書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

(帳簿の記載等)

第八十三条 法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の十三の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 濃度確認を求めた者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに事業所等又は事務所の名称及び所在地
- 二 濃度確認の求めに係る書類の受理年月日
- 三 濃度確認の求めに係る濃度確認対象物の種類及び重量
- 四 濃度確認を行った年月日

<p>一 法第三十三条の二第一項の登録をしたとき。</p>	<p>一 登録濃度確認機関の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 濃度確認業務の内容</p> <p>三 濃度確認業務を行う事業所の所在地</p>
<p>第八十五条 文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。</p>	<p>(公示)</p> <p>五 濃度確認を行った場所</p> <p>六 濃度確認の方法</p> <p>七 濃度確認を行った濃度確認員等の氏名</p> <p>八 濃度確認の結果</p> <p>九 濃度確認証の番号及び交付年月日</p> <p>十 その他濃度確認に関し必要な事項</p> <p>2 法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の十三の帳簿は、濃度確認業務を行う事業所ごとに作成して備え付け、記載の日から十年間保存しなければならない。</p> <p>(濃度確認業務の引継ぎ)</p> <p>第八十四条 登録濃度確認機関は、法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の十四第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。</p> <p>一 濃度確認業務を文部科学大臣に引き継ぐこと。</p> <p>二 濃度確認業務に関する帳簿及び書類を文部科学大臣に引き継ぐこと。</p> <p>三 その他文部科学大臣が必要と認める事項</p>

	<p>四 登録した年月日</p>
<p>二 法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出があつたとき。</p>	<p>一 登録濃度確認機関の氏名又は名称及び住所                  二 変更する事項                  三 変更する年月日</p>
<p>三 法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の六の許可をしたとき。</p>	<p>一 登録濃度確認機関の氏名又は名称及び住所                  二 休止し、又は廃止する濃度確認業務の範囲                  三 濃度確認業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日                  四 濃度確認業務の全部又は一部を休止する場合にあっては、その期間</p>
<p>四 法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の十二の規定により登録を取り消し、又は濃度確認業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	<p>一 登録濃度確認機関の氏名又は名称及び住所                  二 登録を取り消し、又は濃度確認業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日                  三 濃度確認業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止を命じた濃度確認業務の範囲及びその期間</p>
<p>五 法第四十一条の二十六において読み替えて準用する</p>	<p>一 濃度確認業務の全部又は一部を自ら行うものとする年月日</p>

<p>法第四十一条の十四第二項の規定により文部科学大臣が濃度確認業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。</p>	<p>六 法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により文部科学大臣が自ら行っていた濃度確認業務の全部又は一部を行わないものとするとき。</p>	<p>二 自ら行うものとする濃度確認業務の範囲及びその期間</p>	<p>一 濃度確認業務の全部又は一部を行わないものとする年月日 二 行わないものとする濃度確認業務の範囲</p>
--	--	-----------------------------------	--

第八章 登録試験機関

(登録の申請)

第八十六条 法第四十一条の二十七の登録の申請をしようとする者は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 法第四十一条の三十において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

二 (略)

二 (略)

イ (略)

第七章 登録試験機関

(登録の申請)

第七十二条 法第四十一条の二十五の登録の申請をしようとする者は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 法第四十一条の二十八において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

二 (略)

二 (略)

イ (略)

ロ 法第四十一条の三十において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

ハ (略)

三 (略)

四 試験委員の氏名を記載した書類及び試験委員が法第四十一条の二十八第二号に該当する者であることを説明した書類

五 法第四十一条の二十八第三号に規定する試験の信頼性の確保のための専任の管理者及び試験業務の管理を行う専任の部門が置かれていることを説明した書類

六 (略)

(登録の更新)

第八十七条 法第四十一条の三十において準用する法第四十一条の二第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に別記様式第二の申請書に前条各号の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

(信頼性の確保のための措置)

第八十八条 法第四十一条の二十九第一項の文部科学省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

(試験結果の報告)

第八十九条 登録試験機関は、試験を実施したときは、当該試験を実施した日から三月以内に、第一種放射線取扱主任者試験及び第二種放射線取扱主任者試験の別に、別記様式第十六による報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

ロ 法第四十一条の二十八において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

ハ (略)

三 (略)

四 試験委員の氏名を記載した書類及び試験委員が法第四十一条の二十六第二号に該当する者であることを説明した書類

五 法第四十一条の二十六第三号に規定する試験の信頼性の確保のための専任の管理者及び試験業務の管理を行う専任の部門が置かれていることを説明した書類

六 (略)

(登録の更新)

第七十三条 法第四十一条の二十八において準用する法第四十一条の二第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に別記様式第二の申請書に前条各号の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

(信頼性の確保のための措置)

第七十四条 法第四十一条の二十七第一項の文部科学省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

(試験結果の報告)

第七十五条 登録試験機関は、試験を実施したときは、当該試験を実施した日から三月以内に、第一種放射線取扱主任者試験及び第二種放射線取扱主任者試験の別に、別記様式第十五による報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(登録事項の変更の届出)

第九十条 登録試験機関は、法第四十一条の三十において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出をしようとするときは、別記様式第四の届書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(試験業務規程の認可の申請)

第九十一条 登録試験機関は、法第四十一条の三十において読み替えて準用する法第四十一条の五第一項前段の認可を受けようとするときは、別記様式第五の申請書に、試験業務規程を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 登録試験機関は、法第四十一条の三十において準用する法第四十一条の五第一項後段の認可を受けようとするときは、別記様式第六の申請書に、試験業務規程（変更に係る部分に限る。）を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

(試験業務規程の記載事項)

第九十二条 法第四十一条の三十において読み替えて準用する法第四十一条の五第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一十四 (略)

(業務の休廃止の許可の申請)

第九十三条 登録試験機関は、法第四十一条の三十において読み替えて準用する法第四十一条の六の許可を受けようとするときは、別記様式第七の申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(登録事項の変更の届出)

第七十六条 登録試験機関は、法第四十一条の二十八において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出をしようとするときは、別記様式第四の届書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(試験業務規程の認可の申請)

第七十七条 登録試験機関は、法第四十一条の二十八において読み替えて準用する法第四十一条の五第一項前段の認可を受けようとするときは、別記様式第五の申請書に、試験業務規程を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 登録試験機関は、法第四十一条の二十八において準用する法第四十一条の五第一項後段の認可を受けようとするときは、別記様式第六の申請書に、試験業務規程（変更に係る部分に限る。）を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

(試験業務規程の記載事項)

第七十八条 法第四十一条の二十八において読み替えて準用する法第四十一条の五第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一十四 (略)

(業務の休廃止の許可の申請)

第七十九条 登録試験機関は、法第四十一条の二十八において読み替えて準用する法第四十一条の六の許可を受けようとするときは、別記様式第七の申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。



い。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第九十四条 法第四十一条の三十において準用する法第四十一条の七第二項第三号の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第四十一条の三十において準用する法第四十一条の七第二項第四号の文部科学省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録試験機関が定めるものとする。

一・二 (略)

(試験委員の選任の届出等)

第九十五条 登録試験機関は、法第四十一条の三十において読み替えて準用する法第四十一条の八第一項前段の規定による届出をしようにするときは、別記様式第十七の届書に、試験委員に選任された者が法第四十一条の二十八第二号に該当する者であることを説明した書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 登録試験機関は、試験委員の氏名について変更が生じたとき、試験委員の担当する試験の課目を変更したとき、又は試験委員を解任したときは、法第四十一条の三十において準用する法第四十一条の八第一項後段の規定により、別記様式第十八の届書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(帳簿の記載等)

第九十六条 法第四十一条の三十において読み替えて準用する法第四十一条の十三の文部科学省令で定める事項は、第一種放射線取

い。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第八十条 法第四十一条の二十八において準用する法第四十一条の七第二項第三号の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第四十一条の二十八において準用する法第四十一条の七第二項第四号の文部科学省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録試験機関が定めるものとする。

一・二 (略)

(試験委員の選任の届出等)

第八十一条 登録試験機関は、法第四十一条の二十八において読み替えて準用する法第四十一条の八第一項前段の規定による届出をしようにするときは、別記様式第十六の届書に、試験委員に選任された者が法第四十一条の二十六第二号に該当する者であることを説明した書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 登録試験機関は、試験委員の氏名について変更が生じたとき、試験委員の担当する試験の課目を変更したとき、又は試験委員を解任したときは、法第四十一条の二十八において準用する法第四十一条の八第一項後段の規定により、別記様式第十七の届書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(帳簿の記載等)

第八十二条 法第四十一条の二十八において読み替えて準用する法第四十一条の十三の文部科学省令で定める事項は、第一種放射線

<p>三 法第四十一条の三十において読み替えて準用する法第四</p>	<p>一 四 (略)</p>	<p>三 法第四十一条の三十において読み替えて準用する法第四</p>	<p>一 四 (略)</p>
<p>二 法第四十一条の三十において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出があつたとき。</p>	<p>一 三 (略)</p>	<p>二 法第四十一条の二十八において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出(代表者の氏名の変更に係るものを除く。)があつたとき。</p>	<p>一 三 (略)</p>
<p>一 (略)</p>	<p>一 四 (略)</p>	<p>一 (略)</p>	<p>一 四 (略)</p>

第九十八条 (略)

(公示)

第九十七条 登録試験機関は、法第四十一条の三十において読み替えて準用する法第四十一条の十四第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 三 (略)

(試験業務の引継ぎ)

第九十三条 登録試験機関は、法第四十一条の二十八において読み替えて準用する法第四十一条の十四第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 三 (略)

(公示)

第八十四条 (略)

扱主任者試験及び第二種放射線取扱主任者試験の別に、次のとおりとする。

一 四 (略)

2 法第四十一条の三十において読み替えて準用する法第四十一条の十三の帳簿は、試験業務を行う事業所ごとに作成して備え付け、記載の日から試験業務を廃止するまで保存しなければならない。

取扱主任者試験及び第二種放射線取扱主任者試験の別に、次のとおりとする。

一 四 (略)

2 法第四十一条の二十八において読み替えて準用する法第四十一条の十三の帳簿は、試験業務を行う事業所ごとに作成して備え付け、記載の日から試験業務を廃止するまで保存しなければならない。

(試験業務の引継ぎ)

第八十三条 登録試験機関は、法第四十一条の二十八において読み替えて準用する法第四十一条の十四第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 三 (略)

(公示)

第八十四条 (略)

<p>第九章 登録資格講習機関</p>	<p>四 法第四十一条の三十において読み替えて準用する法第四十一条の十二の規定により登録を取り消し、又は試験業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	<p>一〇三 (略)</p>	<p>十一 一条の六の許可をしたとき。</p>
	<p>五 法第四十一条の三十において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により文部科学大臣が試験業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。</p>	<p>一・二 (略)</p>	
<p>六 法第四十一条の三十において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により文部科学大臣が自ら行っていた試験業務の全部又は一部を行わないものとするとき。</p>	<p>一・二 (略)</p>		

  

<p>第八章 登録資格講習機関</p>	<p>四 法第四十一条の二十八において読み替えて準用する法第四十一条の十二の規定により登録を取り消し、又は試験業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	<p>一〇三 (略)</p>	<p>四十一 一条の六の許可をしたとき。</p>
	<p>五 法第四十一条の二十八において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により文部科学大臣が試験業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。</p>	<p>一・二 (略)</p>	
<p>六 法第四十一条の二十八において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により文部科学大臣が自ら行っていた試験業務の全部又は一部を行わないものとするとき。</p>	<p>一・二 (略)</p>		

(登録の申請)

第九十九条 法第四十一条の三十一の登録の申請をしようとする者は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

一 (略)

イ・ロ (略)

ハ 法第四十一条の三十四において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

ニ (略)

二 (略)

イ (略)

ロ 法第四十一条の三十四において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

ハ (略)

三・四 (略)

五 講師の氏名を記載した書類及び講師が法第四十一条の三十二第二号に該当する者であることを説明した書類

六 (略)

(登録の更新)

第一百条 法第四十一条の三十四において準用する法第四十一条の二第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に別記様式第二の申請書に前条各号の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

(資格講習結果の報告)

第一百一条 登録資格講習機関は、資格講習を実施したときは、当

(登録の申請)

第八十五条 法第四十一条の二十九の登録の申請をしようとする者は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

一 (略)

イ・ロ (略)

ハ 法第四十一条の三十二において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

ニ (略)

二 (略)

イ (略)

ロ 法第四十一条の三十二において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

ハ (略)

三・四 (略)

五 講師の氏名を記載した書類及び講師が法第四十一条の第三十二号に該当する者であることを説明した書類

六 (略)

(登録の更新)

第八十六条 法第四十一条の三十二において準用する法第四十一条の二第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に別記様式第二の申請書に前条各号の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

(資格講習結果の報告)

第八十七条 登録資格講習機関は、資格講習を実施したときは、当

該資格講習が終了した日の属する月の翌月末日までに、第一種放射線取扱主任者講習、第二種放射線取扱主任者講習及び第三種放射線取扱主任者講習の別に、別記様式第十九による報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(登録事項の変更の届出)

第二百二条 登録資格講習機関は、法第四十一条の三十四において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出をしようとするときは、別記様式第四の届書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(資格講習業務規程の認可の申請)

第二百三条 登録資格講習機関は、法第四十一条の三十四において読み替えて準用する法第四十一条の五第一項前段の認可を受けようとするときは、別記様式第五の申請書に、資格講習業務規程を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 登録資格講習機関は、法第四十一条の三十四において準用する法第四十一条の五第一項後段の認可を受けようとするときは、別記様式第六の申請書に、資格講習業務規程(変更に係る部分に限る。)を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

(資格講習業務規程の記載事項)

第四百四条 法第四十一条の三十四において読み替えて準用する法第四十一条の五第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 十三 (略)

該資格講習が終了した日の属する月の翌月末日までに、第一種放射線取扱主任者講習、第二種放射線取扱主任者講習及び第三種放射線取扱主任者講習の別に、別記様式第十八による報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(登録事項の変更の届出)

第八十八条 登録資格講習機関は、法第四十一条の三十二において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出をしようとするときは、別記様式第四の届書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(資格講習業務規程の認可の申請)

第八十九条 登録資格講習機関は、法第四十一条の三十二において読み替えて準用する法第四十一条の五第一項前段の認可を受けようとするときは、別記様式第五の申請書に、資格講習業務規程を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 登録資格講習機関は、法第四十一条の三十二において準用する法第四十一条の五第一項後段の認可を受けようとするときは、別記様式第六の申請書に、資格講習業務規程(変更に係る部分に限る。)を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

(資格講習業務規程の記載事項)

第九十条 法第四十一条の三十二において読み替えて準用する法第四十一条の五第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 十三 (略)

(業務の休廃止の許可の申請)

第百五条 登録資格講習機関は、法第四十一条の三十四において読み替えて準用する法第四十一条の六の許可を受けようとするときは、別記様式第七の申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第百六条 法第四十一条の三十四において準用する法第四十一条の七第二項第三号の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第四十一条の三十四において準用する法第四十一条の七第二項第四号の文部科学省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録資格講習機関が定めるものとする。

一・二 (略)

(講師の選任の届出等)

第百七条 登録資格講習機関は、法第四十一条の三十四において読み替えて準用する法第四十一条の八第一項前段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第二十の届書に、講師に選任された者が法第四十一条の三十二第二号に該当する者であることを説明した書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 登録資格講習機関は、講師の氏名について変更が生じたとき、講師の担当する資格講習の課目を変更したとき、又は講師を解任したときは、法第四十一条の三十四において準用する法第四十一条の八第一項後段の規定により、別記様式第二十一の届書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止の許可の申請)

第九十一条 登録資格講習機関は、法第四十一条の三十二において読み替えて準用する法第四十一条の六の許可を受けようとするときは、別記様式第七の申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第九十二条 法第四十一条の三十二において準用する法第四十一条の七第二項第三号の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第四十一条の三十二において準用する法第四十一条の七第二項第四号の文部科学省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録資格講習機関が定めるものとする。

一・二 (略)

(講師の選任の届出等)

第九十三条 登録資格講習機関は、法第四十一条の三十二において読み替えて準用する法第四十一条の八第一項前段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第十九の届書に、講師に選任された者が法第四十一条の三十第二号に該当する者であることを説明した書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 登録資格講習機関は、講師の氏名について変更が生じたとき、講師の担当する資格講習の課目を変更したとき、又は講師を解任したときは、法第四十一条の三十二において準用する法第四十一条の八第一項後段の規定により、別記様式第二十の届書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(帳簿の記載等)	
<p>第百八条 法第四十一条の三十四において読み替えて準用する法第四十一条の十三の文部科学省令で定める事項は、第一種放射線取扱主任者講習、第二種放射線取扱主任者講習及び第三種放射線取扱主任者講習の別に、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>2 法第四十一条の三十四において読み替えて準用する法第四十一条の十三の帳簿は、資格講習業務を行う事業所ごとに作成して備え付け、記載の日から資格講習業務を廃止するまで保存しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(資格講習業務の引継ぎ)</p> <p>第百九条 登録資格講習機関は、法第四十一条の三十四において読み替えて準用する法第四十一条の十四第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p style="text-align: center;">(公示)</p> <p>第百十条 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>一 四 (略)</p> <p>一 三 (略)</p>
<p>二 法第四十一条の三十四において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出があったとき。</p>	<p>一 三 (略)</p>

(帳簿の記載等)	
<p>第九十四条 法第四十一条の三十二において読み替えて準用する法第四十一条の十三の文部科学省令で定める事項は、第一種放射線取扱主任者講習、第二種放射線取扱主任者講習及び第三種放射線取扱主任者講習の別に、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>2 法第四十一条の三十二において読み替えて準用する法第四十一条の十三の帳簿は、資格講習業務を行う事業所ごとに作成して備え付け、記載の日から資格講習業務を廃止するまで保存しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(資格講習業務の引継ぎ)</p> <p>第九十五条 登録資格講習機関は、法第四十一条の三十二において読み替えて準用する法第四十一条の十四第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p style="text-align: center;">(公示)</p> <p>第九十六条 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>一 四 (略)</p> <p>一 三 (略)</p>
<p>二 法第四十一条の三十二において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出(代表者の氏名の変更に係るものを除く。)があったとき。</p>	<p>一 三 (略)</p>

	<p>三 法第四十一条の三十四において読み替えて準用する法第四十一条の六の許可をしたとき。</p>	<p>四 法第四十一条の三十四において読み替えて準用する法第四十一条の十二の規定により登録を取り消し、又は資格講習業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	<p>五 法第四十一条の三十四において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により文部科学大臣が資格講習業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。</p>	<p>六 法第四十一条の三十四において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により文部科学大臣が自ら行った資格講習業務の全部又は一部を行わないものとするとき。</p>
	<p>一〇四 (略)</p>	<p>一〇三 (略)</p>	<p>一〇二 (略)</p>	<p>一〇二 (略)</p>
<p>き。</p>	<p>三 法第四十一条の三十二において読み替えて準用する法第四十一条の六の許可をしたとき。</p>	<p>四 法第四十一条の三十二において読み替えて準用する法第四十一条の十二の規定により登録を取り消し、又は資格講習業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	<p>五 法第四十一条の三十二において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により文部科学大臣が資格講習業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。</p>	<p>六 法第四十一条の三十二において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により文部科学大臣が自ら行った資格講習業務の全部又は一部を行わないものとするとき。</p>
	<p>一〇四 (略)</p>	<p>一〇三 (略)</p>	<p>一〇二 (略)</p>	<p>一〇二 (略)</p>



第十章 登録定期講習機関

(登録の申請)

第百十一条 法第四十一条の三十五の登録の申請をしようとする者は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
- イ・ロ (略)
- ハ 法第四十一条の四十において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
- ニ (略)
- イ (略)
- ロ 法第四十一条の四十において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
- ハ (略)
- 三 (略)
- 四 講師の氏名を記載した書類及び講師が法第四十一条の三十六第二号に該当する者であることを説明した書類
- 五 (略)

(登録の更新)

第百十二条 法第四十一条の四十において準用する法第四十一条の二第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に別記様式第二の申請書に前条各号の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

第九章 登録定期講習機関

(登録の申請)

第九十七条 法第四十一条の三十三の登録の申請をしようとする者は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
- イ・ロ (略)
- ハ 法第四十一条の三十八において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
- ニ (略)
- イ (略)
- ロ 法第四十一条の三十八において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
- ハ (略)
- 三 (略)
- 四 講師の氏名を記載した書類及び講師が法第四十一条の三十四第二号に該当する者であることを説明した書類
- 五 (略)

(登録の更新)

第九十八条 法第四十一条の三十八において準用する法第四十一条の二第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に別記様式第二の申請書に前条各号の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

ない。

(定期講習結果の報告)

第百十三条 登録定期講習機関は、定期講習を実施したときは、当該定期講習が終了した日の属する月の翌月末日までに、別記様式第二十二による報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(登録事項の変更の届出)

第百十四条 登録定期講習機関は、法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出をしようとするときは、別記様式第四の届書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(定期講習業務規程の届出)

第百十五条 登録定期講習機関は、法第四十一条の三十八第一項前段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第二十三の届書に、定期講習業務規程を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 登録定期講習機関は、法第四十一条の三十八第一項後段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第二十四の届書に、定期講習業務規程(変更に係る部分に限る。)を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

(定期講習業務規程の記載事項)

第百十六条 法第四十一条の三十八第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

らない。

(定期講習結果の報告)

第九十九条 登録定期講習機関は、定期講習を実施したときは、当該定期講習が終了した日の属する月の翌月末日までに、別記様式第二十一による報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(登録事項の変更の届出)

第一百条 登録定期講習機関は、法第四十一条の三十八において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出をしようとするときは、別記様式第四の届書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(定期講習業務規程の届出)

第一百一条 登録定期講習機関は、法第四十一条の三十六第一項前段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第二十二の届書に、定期講習業務規程を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 登録定期講習機関は、法第四十一条の三十六第一項後段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第二十三の届書に、定期講習業務規程(変更に係る部分に限る。)を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

(定期講習業務規程の記載事項)

第一百二条 法第四十一条の三十六第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇十二 (略)

(業務の休廃止の届出)

第一百七七条 登録定期講習機関は、法第四十一条の三十九の規定により定期講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第二十五の届書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第一百八条 法第四十一条の四十において準用する法第四十一条の七第二項第三号の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第四十一条の四十において準用する法第四十一条の七第二項第四号の文部科学省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録定期講習機関が定めるものとする。

一・二 (略)

(帳簿の記載等)

第一百九条 法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十三の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

2 法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十三の帳簿は、定期講習業務を行う事業所ごとに作成して備え付け、記載の日から定期講習業務を廃止するまで保存しなければならない。

一〇十二 (略)

(業務の休廃止の届出)

第一百三 登録定期講習機関は、法第四十一条の三十七の規定により定期講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第二十四の届書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第一百四 法第四十一条の三十八において準用する法第四十一条の七第二項第三号の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第四十一条の三十八において準用する法第四十一条の七第二項第四号の文部科学省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録定期講習機関が定めるものとする。

一・二 (略)

(帳簿の記載等)

第一百五 法第四十一条の三十八において読み替えて準用する法第四十一条の十三の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

2 法第四十一条の三十八において読み替えて準用する法第四十一条の十三の帳簿は、定期講習業務を行う事業所ごとに作成して備え付け、記載の日から定期講習業務を廃止するまで保存しなければならない。

<p>(定期講習業務の引継ぎ)</p> <p>第二百二十条 登録定期講習機関は、法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十四第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(公示)</p> <p>第二百二十一条 (略)</p>		<p>一 (略)</p> <p>二 法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出があったとき。</p> <p>三 法第四十一条の三十九の規定による届出があったとき。</p> <p>四 法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十二の規定により登録を取り消し、又は定期講習業務の全部若しくは一部の停</p>	<p>一～四 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>一～三 (略)</p>
<p>(定期講習業務の引継ぎ)</p> <p>第二百六条 登録定期講習機関は、法第四十一条の三十八において読み替えて準用する法第四十一条の十四第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(公示)</p> <p>第二百七条 (略)</p>		<p>一 (略)</p> <p>二 法第四十一条の三十八において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出(代表者の氏名の変更に係るものを除く。)があったとき。</p> <p>三 法第四十一条の三十七の規定による届出があったとき。</p> <p>四 法第四十一条の三十八において読み替えて準用する法第四十一条の十二の規定により登録を取り消し、又は定期講習業務の全部若しくは一部の</p>	<p>一～四 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>一～三 (略)</p>

<p>止を命じたとき。</p>	<p>五 法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により文部科学大臣が定期講習業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。</p>	<p>六 法第四十一条の四十において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により文部科学大臣が自ら行っていた定期講習業務の全部又は一部を行わないものとするとき。</p>	<p>一・二 (略)</p>
<p>停止を命じたとき。</p>	<p>五 法第四十一条の三十八において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により文部科学大臣が定期講習業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。</p>	<p>六 法第四十一条の三十八において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により文部科学大臣が自ら行っていた定期講習業務の全部又は一部を行わないものとするとき。</p>	<p>一・二 (略)</p>

第十一章 雑則

第二百二十二条 法第四十三条の三第二項において準用する法第四十条の二第三項の職員の身分を示す証明書は、別記様式第二十六によるものとする。

第十章 雑則

第一百八条 法第四十三条の三第二項において準用する法第四十三条の二第三項の職員の身分を示す証明書は、別記様式第二十五によるものとする。